

新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 12 月 25 日

新潟市議会議長

小野 清一郎

新潟市議会規程第 4 号

新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年新潟市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号、別記様式第 11 号及び別記様式第 17 号の規定中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1. この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2. この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
3. この規程の施行の際現にこの規程による改正前の新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。